## 平成23年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

1.日 時 場 所平成23年8月25日(木)午後1時30分 庁舎分館2階大会議室

## 2.委員の現在数

18名

# 3.出席委員

	1番	大 野	木	奥	治		2番	椎	名	幸	雄
	3番	根	本		勇		4番	田		重	幸
	5 番	森		正	昭		6 番	掛	Ш	正	治
	7番	Ξ	須	清	_		8番	飯	塚		誠
	9番	斉	藤		隆	1	0 番	染	谷	智 一	郎
1	1番	新	堀	政	夫	1	2番	冏	曽	敏	夫
1	3番	渡	辺	陽一	郎	1	4番	渡	邉	光	雄
1	5 番	増	田	忠	夫	1	7番	須	藤	喜 一	郎
1	8番	小	池	良	<b>左</b> 隹	1	9 番	高	田	勝	禧

4.欠席委員

# 5. 出席事務局職員

局	長	海 老	原	美	宣
次	長	飯	塚		豊
次長	補佐	大	野	祐	信
農地	係長	花	嶋	孝	雄

# 6.会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の一部取下げについて 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

## 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について

報告第3号 農地パトロールについて

議長 ただいまから平成23年第8回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

3番 根本 勇委員

4番 田口重幸委員

よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

最初に、議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 皆さん、どうも、こんにちは。

議案の説明をさせていただきます。

本日の議案案件は、議案第1号から第5号まででございます。

議案第1号は、「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件でございます。

議案書 1ページをお開きください。

整理番号1及び2の申請地は、相島地先の田の売買で、整理番号1の申請面積1,021㎡、 整理番号2の申請面積は991㎡でございます。

整理番号1及び2の譲受人は、市内で農業を営んでおり、自作地に隣接している農地を 取得して、農業経営の規模拡大を図ろうとするものです。

下限面積については、整理番号1は下限面積を超えており、整理番号2は取得前の面積47.3aでございますが、取得後の面積は57.2aになり、下限面積を満たしております。

以上、申請内容を審査したところ、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件 を満たしていることをご報告いたします。

議案第2号は、「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件でございます。 議案書2ページの3件とも、農地造成のため、農地を通路とするものです。

譲受人は、市外で事務所を構え、農地造成期間中における賃借権を設定するもので、権利の移動はありません。

なお、農地造成部分及び通路部分については、平成23年2月9日付で農地法第5条の規定による許可申請を行い、第2回総会において許可相当となっております。また、許可書発行については、他法令の許可書発行と同日にするため、他法令の許可日が決まり次第発行する運びとなっております。

議案第3号は、「農地法第5条の規定による許可申請の一部取下げについて」で、6件でございます。

議案書3ページ、整理番号1から3は、農地造成用のための農地を通路とするものでしたが、利用計画していた道路の通行が近隣の住民の方々の合意が得られないことから、申請を取り下げるものです。

なお、農地造成部分及び通路部分については、平成23年2月9日付で農地法第5条の規 定による許可申請を行い、第2回総会において許可相当となっております。

議案書4ページ、整理番号4から6番です。農地造成予定地を、県の指導で埋め立て前の土壌調査を行い、一部地点から有害物質(フッ素)が検出されたため、その申請部分を一部取り下げるものです。

なお、農地造成部分については、平成23年4月8日付で農地法第5条の規定による許可申請を行い、第4回総会で許可相当となっております。許可書の発行については、先ほどの案件と同様に、他法令の許可日が決まり次第発行する予定となっております。

議案第4号です。「農用地利用集積計画の決定について」、1件でございます。

議案書5ページで、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より平成 23年8月9日付で農用地利用集積計画(案)の決定を求められています。

内容は、所有権の移転1件で、面積は5,000m<sup>2</sup>です。

議案第5号は、「あっせん譲渡等候補者名簿の登録について」、1件でございます。 今回の議案上程については以上でございます。

最後になりますが、議案資料の訂正をお願いしたいと思います。

議案資料の2ページと6ページです。同じ表なんですけれども、営農計画書の2、年間作付計画の農業従事延べ日数を、両日とも「60日」に訂正してくださいますようお願いします。「45」、「50」と書いてあるものを「60日」に訂正していただきたいと思います。これは、受け付け時の記入誤りによるものです。今後は、慎重に対応し、ミスのないようしてまいりたいと思います。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 当局からの議案説明については、以上で終わりました。

それでは、部会での審議結果について、第1部会の小池部会長から報告をお願いします。 なお、8月23日の部会において各議案を審議したところ、議案第2号については総会で 皆さんの意見を伺いたいとのことから、最初に審議したいと思いますが、いかがでしょう か。

#### (了解の声)

それでは、議案第2号について、小池部会長から報告をお願いします。

小池良雄部会長(第1部会) こんにちは。

暑さ寒さも大分和らいでまいりまして、いよいよ早生の稲刈りが始まったようです。 さて、前々日に部会のほうで現地調査を行いまして、それの結果をご報告いたします。 では、いつものパターンで座らせていただきます。

議案第2号は、「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

整理番号 1 から 3 は、農地造成用の通路とするもので、面積は4,702㎡のうち601.62㎡です。

平成23年2月9日付で農地法第5条の規定による許可申請を行い、第2回総会において許可相当となった当初計画していた進入路は、近隣住民より通行の制限を受けたため、進入路を変更するものです。東側からの進入路を計画したところ、車両の進入の協力が得られたため、申請農地に幅員5mの通路を設け、養生シート、その上に鉄板を設置し、車両の通行を可能にするものです。なお、復旧後は原状復旧するものです。

譲渡人と譲受人とは、造成期間中の土地使用貸借であり、権利取得の見込みはありません。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、進入路となるところが通学路になっているため、通学路の安全に配慮すること、騒音、振動に配慮することなどの附帯意見をつけることが第1部会の意見でございました。さらに、この意見を総会へ報告し、議論していただきたいと思っております。

以上、議案第2号に関する第1部会で審議した結果の報告を終わります。よろしくご審議お願いします。

議長 以上、議案第2号について、部会長から報告がありました。 ただいまの議案案件に対してご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。 椎名委員さん。

椎名幸雄委員 この土地というか場所は。

議長はい。

事務局 この埋め立てといいますか、土盛りをするところは根戸の地域でございまして、前回のところ、辻仲病院のちょうど下のくぼ地というか、前パチンコ屋さんがあったその下のところでございまして、前回は埋め立てについては許可を得ておりましたけれども、進入路につきまして、辻仲病院のところから入っていく通路につきまして、次の議案第3

号にありますけれども、取り下げと。やはり、周りの住民の方、道が狭い、あるいは4tトラックがぎりぎりの道のところを1日約20台通りましたので、、40回通るということで、周りの住民の方から反対、あるいは被害を受けた場合の損害補償をきちっとしてほしいというような要望がありまして、これでは無理であるということで取り下げになったと思うんですけれども、今度のところはまた反対に、根戸小学校の通学路を通るところでございます。

皆様ご存知のように、グランレジデンス、アクアレジデンス等のですね、あそこのマンションから今、根戸小学校には小学生が約750名、通学をいたしております。また、中学生も約200名前後、通学をしているわけでございます。その通学路のところを4 t トラックで、残土というか土を盛って通るということは非常に危険であるということで、やはり今、農地のほうは埋め立てというか土盛りは、農家のあれだけ土地が残ってしまっては非常に耕作しづらいということで、それはやむを得ないと思うんですが、そこに搬入するための車両の注意といいますか、通学路に対して相当なる配慮していただかないと、やはり危険というか、小学生、特にダンブが通るところは低学年の通学路でございまして、それからあと根戸小学校の前を通ります。これはまたことし、危険であるということで、ガードレールの設置を市のほうでした道路の前を通るわけでございますので、よほどのガードマンの配置だとか、あるいは時間帯の制限だとか、車両のスピードの制限だとか、そういうものをかなりしていただかないと非常に問題が起こると思いますので、やはり許可する場合には、そのようなもろもろの条件といいますか、安全策を完全にやるようなことを添付しなければいけないのではないかと私は思っております。

議長 ただいまの質問について、事務局、部会審議のときの附帯条件についての調査内容を報告お願いします。

事務局 部会の審議後、県の農地課とか調査させていただきました。附帯条件については、つけることは可能ですと。農地法の5条の何項の審査要件に伴ってこれこれこうだっていう裏づけが必要ですと。よって、附帯条件はなかなかつけづらい。ただし、手賀沼課のほうの土壌関係のほうですね。こちらのほうでは、近隣住民の話をよく聞く。それから今、椎名委員おっしゃっていた道路の問題についても、これは道路課のほうへ道路占用許可申請というのを出します。農業委員会を一応代表して事務局のほうで道路課、手賀沼課のほうに農業委員会総会での議論をお伝えして、今、市内の心配されていた、懸念されている部分について強く要望していきたいと思っております。

それで、皆様にきょう配付してあります1枚ですね。2枚ありまして、1枚が右上に「我孫子市農業委員会指令第5号の」というふうに書いてあるのが、これが許可指令書に

なりますね、許可しますと。許可条件として1、2、3とあります。用途につきましては、これは許可は何々を申請したから宅地造成ですよとか、それと申請に記載された事業計画内容に沿って事業の用に供すること。それから、転用に伴う個人については、許可後3カ月、また、その後1年ごとに工事完了するまでに進捗状況報告を提出してくださいというのが許可条件、通常出すものなんですけれども、ここに4番、5番として懸念されることを書くのは可能なんですけれども、その条文ですね、5条何項の規定により守ってくださいよというのは書けない、他法令で拾うと。そのために、農業委員会としては、道路課と手賀沼課には要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長渡辺委員。

渡辺陽一郎委員ずいません、先に質問させていただきます。

先ほどの他条例によって許可要件等のことに関しては拾うというような話でしたが、議案第3号において、利用計画していた道路の通行が近隣住民の合意が得られないため取り下げというのがありますね。これは、また場所が違うとはいっても、反対側になるだけで、子供たちの通学に関してはかなり、先ほど椎名委員から言われたように、多少なりとも危険が伴うのがどうも見えているということになると、同じように近隣住民からの反対意見というのはないのでしょうか。その辺のところを確認がとれないで、確かに条例とおりではありますけれども、許可をしていいのでしょうか。その後、また近隣住民から反対がありましたので取り下げますというようなことはないのでしょうか、その辺のところを確認をしたいと思いますけれども。

議長はい。

事務局 お答えさせていただきます。

皆さん、13ページをごらんください。議案資料の13ページになります。

この13ページのちょうど真ん中が今回の埋め立て造成の場所です。その右に長くバッテンで書いてあるところが搬入路になるところです。その右へ行って、2つ目の黒いところ、黒く道路が塗られているところ、ここを左折するという形が経路になります。根戸小の十字路を右に行って、警察のほうへ曲がるという形なんです。

今、渡辺委員のご質問ですが、現地で施工者と地主さん、土地所有者に聞いたんですけれども、説明については、ちょうど2軒ですね、通過する2軒のところへは説明に行きましたと。それと、学校、校長先生とも協議をしておりますと。特に、午後は注意してくだ

さいと。朝は8時半、9時以降、生徒がいなくなってから搬入するという形で現在調整しているということです。

先ほどのご質問は、そのほか、まだまだ説明していって、反対が出た場合はどうするんですかということを、道路課のほうにも早目にですね、道路許可申請の協議に来られると思いますので、それは農業委員会の総意として要望していきたいなというふうに考えております。また、それでもですね、前回のように、辻仲病院から入る、辻仲病院と住宅地の方々に説明しても、どうしても理解が得られなかったと。施工者さんが断念されたということですから、今度の場合もないとは言い切れないという状況です。

以上です。

### 議長飯塚委員。

飯塚 誠委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、何ていうのかな、この進入路を見ると、西から東へ変わっただけですので、私が例えば東葛辻仲側の住宅地の住民であれば、これが許可の取り下げになったとするならばなんですけれども、つくし野側の住民の立場からすると、同じように、先ほど事務局が言ったように、いかんと。何であちらが不許可というか、取り下げになって、こちらも当然、安全上は同じような危惧があるのに取り下げにならないのかみたいな話は当然出てくるので、そこでもうちょっと説明してもらいたいのは、東葛辻仲側の進入路に対しては、住民の方々から施工及び業者に対してどのような注文があって、それがどのような経緯で合意を得られなかったからだめになったのか、取り下げたわけですかね、相手がね。そこのところをもうちょっと丁寧に、先ほど椎名委員からちょっと説明あったんですけれども、事務局のほうからもっと詳しく説明をまずお願いしたいということと。

それから今、聞いて気になったのは、渡辺陽一郎委員の、気になったのは、恐らく私も聞き及び限りにおいては、左側の進入路から行った場合に、通行予定の道路に接する住民からだけの反対ではなかったと思うんですね、取り下げに至った経緯ですよ。とするならば、右側についても、接する2軒と学校というのでは、当然これはちょっと合意が得られにくいのかなと考えるので、もし自ら取り下げたと。裁判をしてでもそこは通行するんだという強い意志を持ってやられるんだったら別なんですけれども、任意で左側、すなわち西からの通行を取り下げたとするのであれば、東側の通行を確保するときには、もうちょっと広範囲に丁寧な説明が事業者及び施工主というんですか、2軒と学校ということでは、ちょっと何か同じ現象になりはしないかなという危惧をするところであります。

以上、2点です。

議長事務局。

事務局 では、飯塚委員の2点のご質問についてご説明いたします。

まず、1点目なんですけれども、この地元の説明については、土壌の汚染の防止に関する条例ということで、手賀沼課所管のほうの条例で位置づけられております。これは、事業者の責務として、周辺関係者に対し事業に関する事前の説明をしなければならないという形なんです。業者さんは、それでもう説明したよといってゴーする業者さんじゃなかった。いろいろ考えて、悩んで、これは断念しようということで、取り下げは業者さんがしたわけなんです。

2月に農業委員会でもんで、許可相当になりましたけれども、手賀沼課所管の条例に関して、一応調整が整わなかったもんですから、まだ許可が出ていないんです。農業委員会も、許可日がまだ、許可書を発行していない状態だった。発行していない状態は取り下げをできるということで、県の農地課でも教えていただいたんですけれども、取下げ書を事業者と、あと土地所有者が出したということになります。

2点目なんですけれども、事業者さんのほうはその通路の2軒ということを私聞きましたけれども、これからのスケジュールについても、道路課の指導についても、どういうふうに周辺住民の説明を望んでいるのか、また、指導しているのかを確認していきたいと思っております。

以上です。

議長飯塚委員。

飯塚 誠委員 ちょっと 1 点目が答えになっていないんですけれども、そうすると、私が聞いたのがちょっとおかしいのかな。手賀沼課が許可をするような土壌汚染のみが、いわゆる辻仲側の進入路の反対理由だったということですか、住民サイドは。今の説明だと、手賀沼が許可するか、しないかの土壌汚染の部分だけが、西側住民の反対理由だということで、それでよろしいですか。

議長事務局。

事務局 ちょっと説明が下手で申しわけございません。手賀沼課の土壌に関する条例で、 事業者さんと土地所有者さんと手賀沼課で調整している段階で、周辺住民には説明されま したかというやりとりで、まだ、やったけれども理解得られないという、手賀沼課のほう との調整で断念されたということです。ちょっとわからないですか。 議長飯塚委員。

飯塚 誠委員 不調に終わったことはもう重々承知、違うんです。具体的に、住民はど こがだめだといって不調に終わったのかということを聞いているんです。

議長事務局。

事務局 どの点というのは、ちょっと手賀沼課のほうからまだ聞いていないです。ただ、 道路の道幅が狭いので、辻仲病院て、入り口のほうで営業されているところあるもんです から、ちょっとそのお客さんとのバッティングがもう午前、午後、どの時点であるかわか らないよというのは聞いております。住民の方々はどういう心配で一応反対かというのは、 ちょっと聞いていないです。

議長 椎名委員。

椎名幸雄委員 今の問題ですけれども、地域住民との説明会、私出させていただきました。ですから、このときの、今、課長の一応補足というか、こういうことがありましたよということでご説明をさせていただきます。

議長 それでは、暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

飯塚委員。

飯塚 誠委員 可とするか、否とするかであるならば、こういう意見は出ますが、継続ですので農業委員会事務局にちょっと注文つけますので、今までの流れだと、結局、辻仲さん側の、先ほど来私が主張しているように、道路を設けたときに近隣住民と具体的に、個別詳細的に何がだめだったのか、どこが合意を得られなかったのか。そして、どういう調整を行ってきたのか、2点目はどういう調整を行ってきたのか。3点目は、手賀沼課とのやりとりの調整ですね、この詳細。これをちょっと記録にして提出してください。そうじゃないと、もう議論のしようがない、継続にしたって。お願いします。

事務局 了解しました。

議長 そのほかありますか。

(なし)

なければ、引き続き部会での審議結果について、第1部会の小池部会長から報告をお願いします。

小池良雄部会長(第1部会) 報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

整理番号1の譲受人は、市内布佐の農家で、世帯構成は5人家族で、5人従事者でございます。現在、自作地1万6,170㎡の農地を耕作しており、申請地を含めて、引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。申請地は、相島地先の田で、申請面積は1.021㎡でございます。

整理番号2の譲受人は、市内布佐の農家で、世帯構成は3人家族で、3人従事者でございます。現在、自作地4,730㎡の農地を耕作しており、申請地を含めて、引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。また、下限面積についても、取得後の面積は57.2 a になり、下限面積を満たしています。申請地は、相島地先の田で、申請面積は991㎡でございます。

整理番号1及び2の申請地を確認し、内容を審議したところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第1部会では全員一致をもって許可相当であるとの意見でございました。

議案第3号は、「農地法第5条の規定による許可申請の一部取下げについて」ご報告いたします。

整理番号1から3番は、平成23年2月9日付で申請があり、第2回総会で許可相当となりましたが、利用計画していた進入路の通行が近隣住民の合意を得られないため取り下げるものです。新しい進入路は、議案第2号で報告したとおりです。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、特に支障はないものと判断して、 第1部会では全員一致をもって許可相当という意見でございました。

整理番号4から6番は、平成23年4月8日付で申請があり、第4回総会で許可相当となりましたが、県の指導で埋め立て前の土壌調査において一部地点から有害物質(フッ素)が検出されたため、その部分を一部取り下げるものです。農地造成面積は、7,935㎡から6,074.04㎡となります。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、特に支障がないものと判断して、

第1部会では全員一致をもって許可相当という意見でございました。

議案第4号は、「農用地利用集積計画(案)の決定について」ご報告いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められたものです。1件でございます。

申請の権利内容は、所有権の移転でございます。申請地は、上沼田地先ほか1筆、合計面積は5,000㎡です。売買価格は350万円です。平方メートル単価は700円です。

以上のとおり、計画の内容は借受者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よって、第1部会では全員一致をもって決定相当と判断をしました。

議案第5号は、「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」ご報告いたします。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところにより土地を取得した場合など、税制上の措置を受けるためには名簿登録が必要となっているものです。

よって、第1部会では全員一致をもって承認相当という判断をしました。

以上、第1部会で審議した結果の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいた します。

議長 以上、議案第1号から第5号について、部会長から報告がありました。 ただいまの議案に対してご意見がありましたら挙手をお願いいたします。 阿曽委員。

阿曽敏夫委員 議案第3号のところに有害物質(フッ素)が検出されたと表記されておりますが、有害物質(フッ素)の最高というか、許される測定値は幾つが、それ以下だったらいいということに決められた基準の測定値があると思いますが。

議長事務局、フッ素について。

事務局 お答えします。

フッ素の手賀沼における基準値は、0.8ということです。それで、今回の検出の結果は、1.2という結果が出ているそうです。

以上です。

(発言の声)

議長 そのほかありませんか。

渡辺委員。

渡辺 陽一郎委員 今、阿曽委員から質問されたのと同じ場所なんですけれども、4月の時点で農業委員会で埋め立ての許可をした場所で、それを取り下げたわけなんですけれども、埋め立ての許可を出したときには全面積埋め立てるということで、効率的によくなるということで許可を出したわけで、これが取り下げとなると、その面積分はなくなるわけですね。そうすると、埋め立てられないということになって、効率的な農地として利用可能かどうかを確認はされたんでしょうか。

議長事務局。

事務局 お答えします。

ちょうど図面で、議案資料の16ページになります。今回の取り下げ部分が、手賀沼に面 しております。右斜めに斜線した部分がこの取り下げの面積です。ちょっと赤枠でしてい ないんですけれども、この取り下げの最初の右の縦の線、これが埋め立てる部分です。

この部分が今、あとこの部分が、こういう部分。こちらが効率的に……

渡辺 陽一郎委員 じゃあ、埋め立てないっていうことだろう。

事務局 もっと本当のど真ん中でしたら、非効率になると思うんですけれども、こちらは効率的ですよね、ワタナベ委員。こちらは効率的で、こちらはちょっと非効率かなっていう感じはするんですけれども、もう全体としてこの左側の面積が効率的に使えるというふうに判断させていただきました。現地のほうでね、部会のほうで判断させていただいたという形です。

議長 渡辺委員。

渡辺 陽一郎委員 今の農業委員会の事務局の説明どおりであれば、現地へ行って効率的に利用可能であろうという判断は尊重いたします。ただし、フッ素はたしか天然化合物ではないですよね。ということは、それが出たということは、その農地はもう使えないということか、農政課としてどういうふうな形をとるか、ちょっと局長に、今後の農地として利用できるかどうかの確認をお願いしたいんですけど。

事務局 手賀沼課で聞いたんですけれども、フッ素というのは自然由来のもので、海とか湖沼とかに自然に含まれていると。手賀沼の農地というのは、手賀沼の水を常時、絶えず流しますから、徐々に徐々にフッ素そのものはでてしまう。ただ、フッ素を養分として必要しないから、フッ素だけは残ってしまうというものなんですね。

それで、何でもそうですけれども、余りに数値が大きくなれば有害なんですけれども、 このレベルだったら、フッ素の農作物に対する影響というのは、そういう意味ではないと いうことだと思うんですね、養分で吸収しないということですから。

ですから、ここら辺の手賀沼の農地というのはどこでも、フッ素というのはある程度存在する。ただ、今回この数値が県の基準0.8を超えてしまったということだと思うんです。

議長 そのほか。

### (なし)

それでは、なければ、意見がないものと認めます。

部会長は、自席にお戻りください。

それでは、採決に移ります。

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」、部会長から許可相当であるとの報告がありました。

許可することに賛成の委員は挙手を願います。

#### (挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたします。

議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」、部会長から総会での意見を伺いたいとの意見から、先ほど議論していただきました。

継続することに賛成の委員は挙手を願います。

#### (挙手全員)

挙手全員と認め、継続することになりました。

議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請の一部取下げについて」、部会長から許可相当であるとの報告がありました。

許可することに賛成の委員は挙手を願います。

### (挙手多数)

挙手多数と認め、原案どおり決定いたしました。

議案第4号の「農用地利用集積計画(案)の決定について」、部会長から決定相当であるとの報告がありました。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

### (挙手全員)

**挙手全員と認め、原案どおり決定いたしました。** 

議案第5号の「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」、部会長から証明相当であるとの報告がありました。

証明することに賛成の委員の挙手を願います。

## (挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり決定いたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告事項の説明をお願いします。

事務局 最初に、報告事項の追加がありましたので、ご報告させていただきます。

生産緑地のあっせんについて急を要すため、報告第4号として追加させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議長からご指示がありましたので、1号と2号、一括して説明いたします。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書7ページの1件で、内容については、都在住の申請人が一般個人住宅を建設するための届け出です。

詳細は、記載のとおりでございます。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、 議案書8ページをごらんください。

高野山地先他1件の売買2件です。詳細については、記載のとおりでございます。 以上です。

議長 以上、報告第1号及び第2号について、事務局から報告がありました。 ただいまの報告に対してご意見がありましたら、挙手を願います。

### (なし)

意見がないものと認めます。

続いて、事務局よりの報告第3号の説明をお願いします。

事務局 報告第3号をごらんください。ご報告させていただきます。

「農地パトロールについて」は、この資料ですね。農地法の改正後は、毎年1回、農地の利用状況調査を行わなければならなくなりました。そこで、ことしも9月から11月までを実施期間として、市内を3地区に分け、一番最後のほうになります。農地パトロールを去年と同じように市内を3分割にして、農政課、農業委員会事務局で、部会の皆様と実施

したいと思っております。

9月は第2部会で、下ヶ戸から江蔵地方面、10月は第3部会で、安孫子新田から北新田 方面、11月は第1部会で、高野山新田から布佐方面としたいと思います。

調査日は、各部会開催日の午前9時30分から実施したいと思いますので、部会開催のと きは今後からではなくて9時半、ですから、また集合時間についてはご通知差し上げたい と思います。

当日は、着色されている地図等を利用しながら、道路からの目視で確認していきたいと 考えております。調査ルートは、農地パトロール実施前までに郵送させていただきます。

調査後は、各部会で調査した案件等について審議していただき、違反転用物件であれば 違反転用部会へ報告していきたいと思います。また、耕作放棄地等については、総会に報 告させていただきたいと考えております。

簡単ですけれども、以上でございます。

議長 以上、報告第3号について、事務局から報告がありました。

ただいまの報告に対してご意見がありましたら、挙手を願います。ありませんか。

### (なし)

それでは、意見がないものと認めます。

続いて、事務局よりの報告第4号の説明をお願いします。

事務局 報告第4号「生産緑地のあっせんについて」、先ほど追加させていただいたものです。

こちらは、市長より平成23年8月19日付で「生産緑地のあっせん」を求められたものです。委員の皆様のお近くの方で、この緑地を取得したい方がいらっしゃいましたら、9月26日月曜までに事務局に連絡していただきたいと思います。

以上です。

議長 ただいまの報告に対して何かございますか。

阿曽委員。

阿曽利夫委員 市長に買い取り請求というか、いつも申し込みはあるんだけれども、これで成立した件数というか、どのくらい過去においてありますか。全くないと思うがね。

事務局 ないと思いますが。

議長 そのほか何かございますか。

(なし)

なければ、私から1件申し上げます。

農政課から、米の放射性物質調査の中間報告と農業振興基本条例(案)の策定状況について説明させていただきたいとの申し出がありました。

説明を許可してもよろしいですか。

(異議なし)

それでは、農政課の説明を許可します。

(休憩の声)

暫時休憩します。

#### (暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

農政課の課長さん。

農政課 お忙しい時間、貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。

私のほうから、きょうは2点ご報告をさせていただきます。ちょっと座らせていただきます。

お手元に今配付させていただいた資料、1つは、放射性物質の検査の結果の千葉県の地図が書かれているものが1枚、それから「米の放射性物質検査結果予備調査」というホチキスでとめてあるプリントが1つ、それから、このたび条例をつくらせていただく準備で、我孫子市農業振興基本条例検討委員会の設置要綱、あと名簿ですけれども、これを配付させていただきました。お手元、大体配付されていますか。大丈夫ですか。ない方いらっしゃいませんか。

それでは、報告させていただきます。

千葉県の地図は、大体ちょっと眺めていただければいいかと思いますが、お米の放射性 物質検査(予備検査)に関する結果、また、経過をちょっと報告をさせていただきます。

農業委員会のほうでも、大分周りの農家の方からお声をいただいて、ご心配されている 案件だと思いますが、放射性物質の検査が予備調査と本調査という形で行われております。 お米の予備調査につきましては、県内で空間放射線量の高い区域など16市町が選定されて、 そこについては先行的に予備調査を行うと、その後に本調査を行うという仕組みでこの間 進められております。

予備調査、我孫子市の場合4カ所行われました。この4カ所行って、一定水準以上の数

字が出たら、本調査ではその箇所数を大幅にふやして、メッシュをふやして、4カ所じゃなく59カ所やるんだということで準備が進められておりました。幸い、お手元にお配りしているもので、ページで1ページ目、8月21日付の公表日ということで一覧あるかと思いますが、我孫子市につきましては、布佐下、中峠、岡発戸新田、我孫子入植、これは合併前の旧町村で選定しろという、我孫子だけではなく、ルールで選定されたところでございます。

最終日は18日、これ早生やらせてもらいましたけれども、コシヒカリが一斉に集荷される、出荷される前に先行してやるということで、早生をサンプリングさせていただきました。結果につきましては、ご心配いただきましたけれども、ほっとしたところですけれども、おかげさまでセシウムにつきまして「検出せず」という結果になりました。

引き続きまして、本調査に入っております。本調査は、22日に坪刈りをやって、23日にその検査のほうに上げています。多分、早ければ26日、あした結果が出るというふうに伺っています。遅くともその次、土曜日には出ると思いますけれども、農家の方々には本調査の結果が出るまでは出荷や贈答や、とにかく物を動かさないようにしてくれということで、自粛の要請をさせていただいているところですので、一日も早く本調査の結果を知りたいということだと思います。あしたでも、とにかく結果が県から報告がありましたら、直ちに全農家のほうにダイレクトメールでその旨お知らせをしたいというふうに思っております。あしたか、もしくはあさってには発送できるんじゃないかというふうに思います。

お配りした予備調査の一覧、それからページでいくと3ページ、要は2枚目、それから 先、これは本調査の結果が今のところ出ているものです。これを参考にちょっと見ていた だいて、我孫子市はちょっとね、全体、南のほうからだんだん本調査のほうが上がってき ていますけれども、今週中には結果が出るだろうというふうに思っています。

今回も、検出せずということでなるように期待をしているところですが、そういうことで、農業委員の皆さんにも頭に入れておいていただきたいし、周りの農家の方々からいろんな声が上がりましたら、それをもとにお知らせいただければというふうに思います。

また、本調査の結果、検出せずということがはっきりしましたら、当然ホームページでもお知らせしますし、1日号の広報には間に合わないと思いますが、16日付の広報ではお知らせしたり、また、農家の方々にも安心して消費者の皆さんに提供できるようにPRしていく、それは市だけじゃなく、農業委員会、JAだとか農家の方々一体となって進めていかなきゃいけないだろうなというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

それから、今の件については、そういうことでご了解いただきたいと思います。

それからもう一つ、農業振興協議会ありますけれども、農業委員会からも出ていただい ています。この農業振興協議会のメンバーを中心に、農業振興基本条例の検討委員会とい うものを設置させていただきました。農業委員会のほうからも、小池さん、ワタナベさん、 新堀さんに委員として出ていただきまして、既に1回、初会合を持たせていただいたところでございます。

今後、農業振興基本条例につきましては、この設置要綱にもございますけれども、我孫子市の農業をこれからどうやって発展させていくのかということ、今、市の基本構想の見直しの議論もいろいろされているところですけれども、右肩下がりと言われるような農業は厳しい状況の中で、市民、それから消費者、農家はもとより市内いろんな業者なども含めて、一緒になって役割もしながら農業を盛り立てていくという仕組みをぜひつくっていきたいという趣旨でございます。

おおむね11月ぐらいをめどにこの条例づくりの、それについては素案づくりに持っていって、11月にはパブリックコメントの手続をして、年内から年明けにかけてパブリックコメントの結果について市の考え方を明らかにして、さらに最終的には3月議会で条例の提案をさせていただくというイメージで進めていきたいというふうに思っております。それが、来年の4月以降のいろんな農業施策に反映させていくような計画づくりに結びつけられたらいいなというふうに思っております

農業委員の皆様におかれましても、こういう条例をつくって、我孫子市の農業をしっかり骨格をつくっていくんだということでいきたいと思っていますので、いろんなご意見を寄せていただけばありがたいなというふうに思いますので、今後ともご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長で苦労さまでした。

ただいまの報告に対して質問、ご意見ございましたらお願いします。 阿曽委員さん。

阿曽敏夫委員 柏の農業事務所から、私はいつも稲作情報を改良区から、行ってもらっているんですけれども、市の農政課のほうには稲作情報というやつで、柏の農業事務所から届いていないんですか。

農政課 届きますけれども、どういうような。いろんなパターンで情報は農業事務所から届きますけれども、稲作情報に限らず、植物防疫絡みだとか、いろんな情報が来ます。

阿曽敏夫委員 いや、その中に、よく水はいつごろ切るとかなんとかって、いろいろ細かく稲作について、柏の農業事務所から出されて、それを私はいつも改良区へ行って、もう出るころじゃないかなってもらって、皆さんにコピーして渡していますけれども、そう

いう資料っていうのも実際、農政課に届いているんでしょう。

農政課 さまざまな資料届きますけど。

阿曽敏夫委員 ぜひ、そういうのを皆さんにもやっぱり周知してもらって、非常にせっかく柏の農業事務所でそういうものを発行している以上は、非常に参考になりますからね。放射線についても、そういう情報が、やっぱり稲作、4月からもういろいろ用水のやりくりや何かから全部、稲作の整理から何から、そういうのを非常に参考になりますので、できたら、ひとつ稲作農家にも周知してもらいたいなと。

農政課 情報の提供につきましては、本当にいろんなものが膨大に来ますので、その中から適宜必要と思われるものを、農家組合等を通して、今までも流させてもらっていますけれども、それはいろんな農家の皆さんから、こういうものは流してもらいたいとか、ご要望があれば、そういうのも反映しながら取り組んでいきたいとは思います。

阿曽敏夫委員 よろしくお願いします。

議長 そのほか。

染谷委員。

染谷智一郎委員 今、農政課のほうから、農家組合長を通じて回覧で、堆肥を入れてくださいというようなことがあったんですよね。それで堆肥を入れて、なるたけ千葉のエコマークを認証するような方向で作物づくりをしてほしいということが回覧されたと思うんです。間もなく1カ月もたたないうちに、堆肥がやっぱり放射能汚染でもってだめですと、もうしばらく移動なり搬入、散布もやめてくださいというような話があって、さきの堆肥を利用することについては、10万円を限度に半額補助しましょうというような画一的な、農政課としても、私たちも、新規参入とか、ほかのことについて農政課は随分前向きだなと思ったんだけれども、既成農家について随分冷たいなと思ったんだけれども、そろそろそういう方向かなと思った途端にね、20日ぐらいしかたたなかったかな、回覧して。そしたら、もう対応だめなんだというような話なんですけれども、今後もやはりそういうような方向性でしょうか。

今、どこでも、茨城のほうでも、また、よそのほうでも、あるいは千葉県のシッポいた ね、非常に放射能に汚染されているので移動するか、そういう費用もまかりならんという ようなことがありましたけれども、ひとつ農政課の上げたことについては、安全が証明さ れれば継続されるのか、その辺のところをちょっと、農家にとっていいお話があったら、 ぜひ聞かせていただきたい。

農政課 農政課のほうも、国や県の情報をもとにして農家の皆さんにお知らせして、こうだよという、基準はこうだよ、こういうものはこう使っちゃだめだとか、これはこう使えばできるだとかというものをお話しして、伝えていくしかないというのが現状です。

染谷さん言われたように、環境保全型の農業を推進していくということのベースは、これからもっともっと進めていきたいというふうに思っている、そういう事業ですので考えていますけれども、補助事業などの仕組みも、有機物を投入したり、それに係る経費、機械や設備なんかも十分かはどうかはわからないけれども、しっかり支援していく仕組みは継続していきたいと、それはあります。ただ、今回、今お話しされたように、こういう資材はとりあえず使うのを自粛しろよだとか、いろんな国から来ているものもありますので、それはそのまま農家の皆さんに回覧とかでお知らせしたところです。

あと、堆肥その他につきましては、基準値が今回示されたことだとかもありますので、 それに基づいて皆さん運用していってくださいねということです。

とにかく、放射性物質絡みの情報自体、それどうやってとらえていく中、農家の皆さん 自身も非常に戸惑いがあると思いますので、振興公社なり農業事務所とですね、農業事務 所のほうとも相談しながら、農家の方がどうやって堆肥やそのほか営農を、作付する作物 の選択なども含めて、技術的な援助・指導をしていけるのか、場合によってはちょっとそ ういう講習の場を設けるだとか、いろんなことをちょっと仕掛けを相談して考えていきた いなというふうには思っています。ちょっとそれは試行錯誤、本当に我々も、普及員など も非常に悩ましく思っているんですけれども、いろんな質問だとかも寄せていただきなが ら、そういう情報をしっかり提供していきたいなというふうに思っています。

議長 そのほかございますか。

(なし)

なければ、農政課の質疑は終わりました。

ご苦労さまでした。

農政課 今後とも、よろしくご協力、ともに連携しながら、よろしくお願いします。

議長 それでは、以上をもちまして、我孫子市農業委員会第8回総会を閉会いたします。 農業委員の皆様、大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。